

三善清行家みよしきよつらのいへ

〔五条堀川にありとぞ、旧跡詳ならず。それ清行は博覧秀才にして、文章多くは本朝文粹に載たり、其上周易曆術算道の達人なり、寛平延喜の二朝に仕へて詩賦を善す。浄蔵貴所の父なり〕

今昔物語云

宰相三善清行みよしきよつらといふ人ありけり。

五条堀川ほりかはのほとりに荒たる旧家あり、

悪き家なりとて人住ずして久し

く成にけり。三善宰相の家は無りければ、此家を買取て吉日をゑらみ遷りにけり、其夜子の刻ばかりに、清気なる女の扇さし隠して暫ばかり有りて帰るを見れば、口脇四五寸きれて銀にて作りたる牙齧たり。奇異ものかなと見る程に、塗籠に入て戸を閉。宰相それにも騒ずして居たるに、有明の月の明きに、浅黄の素袴着たる翁、文挟に文をさして捧ながら跪て。翁申さく、年来住候ひつる所をかく居さしめ給へば、愁申さんが為に参りて候なり。宰相の曰、汝が恨み頗当らざる也、それ人の家を領する事は代々次第に請伝へて得る事也、然るを汝は人の伝へて居るべき所を却て人を■して住しめず、押居て領する事極め非道也、汝は必天の責蒙りなんとす、速に其道理申明らむべしと宣へば、翁は頭を低て涙をはらくと流し、尤答ふるに、遁るべき道なし、人を愕し候ふ事は翁が所為には非ず、一両小童部の候ふが憚ずして自然仕る事にや候らん、大学寮の南門の東脇になん徒なる地の候ふ、其所へ罷渡らんは如何と申せば、宰相の云、速に一族引連れ其所へ渡れ、其時翁■しげに、小童部ども早々我に随ふて退き給へと、声高きいへば姿は見へねども四五人許の音なん颯と答ける。厥后よりぞ此家をいみじく造らせて、例のやうに住せ給ひける。

三善清行が家に住し化物の画を見て、狂歌をよめる

化物の姫松翁しりぞけてこゝにすみよし清行が家

斑 竹

堀川御所源義経館

〔東は油小路、西は堀川を限り、北は樋口、南は楊梅を限る、南北二町東西一町の間なり。〕

原此地は後白川法皇の御殿なるによつて堀川御所といふ。今醒井通五条の南を泉水町といひ、油小路五条の南西側に池の形庭石遺し家あり、是みな殿舎の内なり。又下寺町延寿寺の本尊金銅仏も、法皇尊信し給ひて殿内にありしなり。今

金仏町と号する所、油小路五条の南北横町ともにあり。文治の頃判官義経もこゝに宿所せし由、諸書に見へたり

○〔百練抄云、文治元年十月十七日、今夜子の刻許に、六条堀川義経の宅に軍兵四方より攻寄て夜討の企あり。義経忽に合戦す。襲来る勇士みなく逃散けり〕

○〔平家物語八坂本云、土佐坊昌俊が手勢五十余騎、判官の宿所六条堀川の御所に押寄せ、油小路なる表門をどろどろと叩ける〕

○〔一説に、今の本圀寺方丈の地堀川御所といふ。是大に謬なり。其ゆへは本圀寺にある足利直義の下知状曰、六条法華堂屋敷は、南は森の裏田を堺、北は五条今道を堺、東は御所の跡旧堀を堺（下略）法華堂は今の本圀寺なり。今道は松原通なり、旧堀は堀川にして御所の要害に設る所なり〕